

入来総合運動場・入来武道館使用料

※薩摩川内市体育施設条例（平成１６年条例第１０６号）より抜粋

別表第２（第１５条関係）

３ 薩摩川内市入来総合運動場

（１） 体育館

区分				使用料 (1 時間当たり)	照明施設使用料 (1 時間当たり)
専用使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ・文化的催物のとき	高校生以下	9 0 円	2 1 0 円
			上記以外の者	2 4 0 円	
			その他のとき	4 8 0 円	4 2 0 円
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ・文化的催物のとき	9 6 0 円		
		その他のとき	1 , 9 2 0 円		
一部使用	卓球	高校生以下	1 面につき	2 0 円	1 0 0 円
		上記以外の者	1 面につき	6 0 円	
	バドミントン	高校生以下	1 面につき	2 0 円	
		上記以外の者	1 面につき	6 0 円	
	バレーボール	高校生以下	1 面につき	4 0 円	
		上記以外の者	1 面につき	1 2 0 円	
	バスケットボール・テニス	高校生以下	1 面につき	9 0 円	
		上記以外の者	1 面につき	2 4 0 円	
ステージのみ				7 0 円	1 0 0 円

（２） 附属設備

区分		使用料	備考
卓球	高校生以下	１台につき ５０円	卓球台・ネット
	上記以外の者	１台につき １００円	
バドミントン	高校生以下	１面につき ５０円	支柱・ネット
	上記以外の者	１面につき １００円	
バレーボール・テニス	高校生以下	１面につき ５０円	支柱・ネット・アンテナ
	上記以外の者	１面につき １００円	
バスケットボール	高校生以下	１面につき ５０円	バスケットゴール
	上記以外の者	１面につき １００円	
放送施設		１回につき ５２０円	一式

（３） トレーニング室

区分		使用料
専用使用	高校生以下	１時間当たり １００円
	上記以外の者	１時間当たり ２５０円
一部使用	高校生	１人当たり１回につき ９０円
	上記以外の者	１人当たり１回につき ２４０円

（４） ウェイトリフティング室

区分		使用料
専用使用	高校生以下	１時間当たり １００円
	上記以外の者	１時間当たり ２５０円
一部使用	高校生以下	１人当たり１回につき ９０円
	上記以外の者	１人当たり１回につき ２４０円

(5) 弓道場

区分		使用料
個人	高校生以下	1人当たり1回につき 80円
	上記以外の者	1人当たり1回につき 220円
団体(10人以上)	高校生以下	1団体当たり1回につき 480円
	上記以外の者	1団体当たり1回につき 1,320円

(6) テニスコート

区分		使用料(1時間当たり)
テニスコート	高校生以下	220円
	上記以外の者	560円
照明施設		420円

(7) ゲートボール場

区分		使用料(1時間当たり)
屋外	高校生以下	1面につき 80円
	上記以外の者	1面につき 220円
屋内	高校生以下	1面につき 180円
	上記以外の者	1面につき 450円
	照明施設	1面につき 520円

(8) グラウンド

区分		使用料(1時間当たり)
野球・ソフトボール	高校生以下	1面につき 110円
	上記以外の者	1面につき 280円
	照明施設	1面につき 1,040円

備考

ア 使用時間の1時間未満は、1時間とみなす。

イ グラウンドの照明施設使用料は、1時間を経過した後は30分ごとに上記使用料の半額を徴収する。この場合において、使用時間の30分未満は、30分とみなす。

ウ トレーニング室の専用使用は、大会等により、体育館又はウエイトリフティング室と一体的に使用する場合に限り許可する。

エ トレーニング室の一部使用は、高校生以上の使用に限る。

4 薩摩川内市入来武道館

区分		午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前8時30分から午後5時まで
専用使用	高校生以下	330円	480円	480円	780円
	上記以外の者	840円	1,200円	1,200円	1,950円
個人使用	高校生以下	1人当たり1回につき 30円			
	上記以外の者	1人当たり1回につき 240円			